

## 岡崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、略歴及び生年月日を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績及び岡崎市と共同で事業を行った活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務（以下「業務」という）に関する計画書（別紙1）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考となる書類

### (支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 岡崎市と共同で空家等対策に関する事業を行った実績のある者のうち、支援法人としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる者。
- (3) 愛知県内に事務所を有し、岡崎市内で空家等の管理若しくは活用を図る活動を目的とし法第24条各号に規定する業務を行うもの。
- (4) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過

しない者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(6) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮（令和7年6月1日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員等

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者が、必要な人員を配置し、及び個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。また、法第24条各号に規定する業務を行うに足る専門性を有する体制であること。

(9) 業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らさないこと。支援法人の指定の有効期間の満了後又は指定の取消し後においても同様とする。

2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 前条第1項の指定の有効期限は、指定をした日から起算して2年とする。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあって、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に第2条に規定する申請をしなければならない。

3 前項の申請に際し、第2条第2項に規定する添付書類のうち、既に市長に提出されている書類であって内容に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。この場合においては、別紙2を提出するものとする。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更をしようとするときは、あらかじめ空家等管理活用支援法人変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 支援法人は業務等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等管理活用支援法人変更申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、変更又は追加しようとする業務の内容が第3条第1項を満たすと認めるときは、空家等管理活用支援法人変更決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号及び所在地並びに業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（業務の報告）

第7条 支援法人は、指定の有効期間満了後1か月以内に業務実績報告書（様式第7号）を市長に提出することとする。

（改善命令）

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを改善命令書（様式第8号）により、命令することができる。

2 支援法人は、前項の規定により、改善命令を受けた場合は速やかに改善を行い、改善報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（指定の取消し）

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項に掲げる要件に該当しないこととなつたとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第10号）により、当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。